

身体拘束等の適正化のための指針

1. 目的

本指針は、児童福祉法および関連通知に基づき、児童の権利を尊重し、身体拘束等の不適切な行為を防止し、安全に配慮した適正な支援を行うことを目的とする。

2. 基本方針

1. 身体拘束等は原則として行わない。
2. 不可避な場合のみ、最終手段として最小限の範囲・時間で行う。
3. 身体拘束等が発生した場合は記録・報告・検証を行う。
4. 職員研修を実施し、支援の質向上を図る。

3. 身体拘束等の定義

- ・ ベッド・椅子への固定
- ・ 強い力で押さえつける行為
- ・ 出入口を施錠し外に出られないようにする
- ・ 理由なく別室に隔離する
- ・ 行動や移動を物理的に制限する行為

※転倒防止の介助など必要な支援は身体拘束には当たらない

4. 身体拘束が例外的に認められる3要件

1. 切迫性：生命・身体に危険が及ぶ緊急状況
2. 非代替性：他の手段では対応困難
3. 一時性：必要最小限の時間のみ

5. 実施時の原則

- ・ 複数職員で対応
- ・ 本人の尊厳に配慮し声かけを継続
- ・ 苦痛や恐怖を与えない
- ・ 可能な限り速やかに解除する

6. 身体拘束発生時の記録・報告

- ・日時
- ・状況（切迫性）
- ・代替手段を試した経過
- ・実施方法と時間
- ・児童の状態
- ・解除理由
- ・職員名
- ・保護者への連絡内容

必要に応じて管理者・自治体へ報告

7. 身体拘束適正化委員の設置

- ・委員長・・・辻直也
- ・メンバー・・・船津瞳、中川慧（ライト・アップ所属）
星田雄基、小浦美希（ライト・アップⅡ所属）

8. 再発防止の検証

- ・身体拘束適正化委員会で検証
- ・支援方法の改善
- ・環境調整や職員配置見直し
- ・学校や保護者と連携強化

9. 職員研修

- ・年1回以上、身体拘束適正化に関する研修を実施
- ・内容：法令、事例検討、代替手法など
- ・研修記録を保存

10. 指針の公表・閲覧

- ・事業所内でいつでも閲覧できる状態にする
(掲示、ファイル備付け等)

11. 見直し

- ・状況に応じて必要に応じて更新する